

平成 27 年度財務諸表及び利益処分の承認について

【財務諸表の承認】

平成 27 年度財務諸表については、以下の理由により承認する。

- (1) 地方独立行政法人法に定める書類が全て提出されている。
- (2) 提出期限が遵守されている。
- (3) 地方独立行政法人会計基準に従い作成されている。
- (4) 監事及び会計監査人による監査が適正に行われている。

【利益処分の承認にかかる経営努力認定】

1 制度の概要

- ① 決算により生じた利益（決算剰余金）は、設立団体の長（知事）の承認を受け、翌事業年度の用途に充てることができる。
（地独法第 40 条第 3 項：目的積立金）
- ② 承認を受ける額は、法人の経営努力により生じた額とされている。
（地独法会計基準第 72：経営努力認定）
- ③ 設立団体の長（知事）は承認にあたり、評価委員会の意見を聴取することとされている。
（地独法第 40 条第 5 項）

2 平成 27 年度決算の状況（単位：百万円）

経常費用	12,709	
経常収益	12,715	（運営費交付金 6,378、学生納付金 4,171、外部資金 820、寄付金 205 等）
経常利益	6	（＝経常収益－経常費用）
当期純利益	6	
目的積立金取崩額	27	
当期総利益	33	（決算剰余金）

3 経営努力認定及び利益処分

決算剰余金について、以下のとおり経営努力として認定する。

(1) 主な剰余要因

○ 非常勤教員の活用等教員の効率的な配置に伴う人件費の減等	21 百万円
○ 外部研究資金の獲得に伴う利益	12 百万円
合 計	33 百万円

(2) 利益処分（案）

経営努力認定額 33 百万円について、地方独立行政法人法第 40 条第 3 項に基づき、全額を目的積立金とする。

目的積立金とする額 **33 百万円**
(33,021,816 円)

【参考】目的積立金の用途

中期計画に定める教育研究等の質の向上を図るため、法人の裁量のもと、大学の個性・特色を生かした事業の実施に充てるほか、施設・設備の維持管理や老朽化に伴う修繕・更新等、教育環境の整備に活用する。